

「宮城県地方創生総合戦略（改定中間案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和元年12月25日

宮城県では、「宮城県地方創生総合戦略（改定中間案）」について、令和元年9月25日から令和元年10月24日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、1人から1件の貴重な御意見・御提言を頂きました。

頂いた御意見等につきましては、この改定案策定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

頂いた御意見等に対する宮城県の考え方につきましては、以下のとおりです。

箇所	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
50頁 第5章 基本目標 4（5） 「安全で安心して暮らせる地域社会の構築」 2行目	<p>交通死亡事故を抑止するため、参加・体験・実践型の体系的な交通安全教育や効果的な・・・</p> <p>→交通死亡事故を抑止するため、参加・体験・実践型の体系的な交通安全教育を行い県民一人一人の交通安全意識の向上を図るとともに効果的な・・・</p> <p>車の交通安全はもちろんのこと、歩行者としての交通安全が守られない限り交通事故はなくならないと考える。</p> <p>歩行者、自転車、車で交通ルールを守ることができるようになれば、当然、車を運転するときも気をつけるはずである。（逆に歩行者で交通ルールを守れないような人が車で安全運転をできるとは思えない）</p> <p>歩行者、自転車、車すべての人が相手を思いやる行動ができれば交通安全意識も向上し、交通事故は今よりも半分以上減ると思う。</p> <p>そのような安全教育をお願いしたい。（スマホ歩きも思いやりのない行動）</p>	<p>該当箇所を次のように修正しました。</p> <p>「交通死亡事故を抑止するため、参加・体験・実践型の体系的な交通安全教育を推進し、<u>県民一人ひとりの交通安全意識の向上を図るとともに効果的な交通安全施設の整備を推進し、安全で快適な交通環境の整備を図ります。</u>」</p>